

障害者のグループホームってなに？

～県営住宅等における整備について～



平成28年5月1日

兵庫県障害福祉課

1 障害者グループホームってどういうもの？

グループホームとは、障害のある人が3～4人で、世話人などから生活や健康管理面でのサポートを受けながら、共同生活を営む住宅のことです。マンションやアパート、戸建てなど一般の住宅を利用し、社会福祉法人やNPO法人、医療法人などが設置します。

グループホームは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称「障害者総合支援法」）で定める障害支援区分が非該当または区分1といった障害の軽い人が入居し、一般の人たちと同じような生活を送り、設置法人が派遣する世話人が定期的に訪問しながら、食事づくりや健康管理などを手伝うものと、障害支援区分が2以上の日常生活の介護が必要な人が入居し、世話人や生活支援員等が毎日訪問し、食事や入浴など日常生活の介助を行うものがあります。

2 どんな暮らしぶりなの？

グループホームは入居者にとっての家であり、入居者同士が協力し合って暮らします。

平日の日中は職場や作業所に通勤・通所したり、病院や施設のデイケア等に通い、帰宅後は食事をとったり、入浴など一般の方と同様の生活を行います。

各人には個室があり、食堂、お風呂などは各住居の共同スペースとなっています。

入居に当たっては、あいさつなど生活上のルールなどについてあらかじめトレーニングを行ったり、入居後も世話人や生活支援員が生活面での助言や指導も行います。

ごみ出しなども普通に行い、自治会の清掃活動等にも参加します。

3 どんな人が入居するの？

身体障害、知的障害、精神障害といった障害のある人が入居します。

グループホームによって、入居者の障害種別が皆同じ場合（(例)知的障害者向けグループホームなど）もあれば、知的障害者と精神障害者が一緒に暮らすホームもあります。

4 知的障害者、精神障害者って具体的にどんな状態の人がホームに入居するの？

入居の多い精神障害者と知的障害者について説明します。

知的障害者とは、発達期（18歳くらいまで）に何らかの原因で、脳の成長が充分でなかったり、脳の一部に損傷を受けた結果、知的な能力が年齢相応に発達せず生活上の支障が生じ、適切な支援が必要な状態の人です。

脳が受けた損傷の部位や程度によって、知的障害の状態も異なり、例えば、①身の回りのことが十分にできない人 ②人付き合いが上手くできない人 ③周囲の変化

に上手く対応できない人 などがあげられます。

精神障害者は精神に障害がある人の総称ですが、統合失調症やうつ病、認知症などの精神疾患を有し、日常生活や社会生活に何らかの支障がある人です。

精神疾患は心の病とよく言われますが、実際は、ストレスなどが要因となって脳機能に障害が生じる病気です。

代表的な統合失調症を例にとると、発症は10代後半から30代までが多く、有病率は1%程度と言われており、さほど希な病気ではありません。幻覚や妄想といった症状が代表的ですが、それらの症状は薬物治療などで改善されます。症状が軽減すれば、生活支援やリハビリで日常生活に戻ることも十分できます。しかし家庭の事情や地域での受入体制の不備から、症状は軽減していても入院が長期に及ぶ人も多いのが実情です。グループホームに入居するのは、幻覚などの症状は消えてかなりの年数が経過しており、通院や服薬管理により通常の生活を送るには特段の支障がない人たちです。

5 なぜグループホームの整備が県営住宅で必要なの？

現在、障害があって施設や病院で暮らす人も、地域で支援を受けつつ共同生活を送ることができる人がたくさんいます。また、自宅で家族の支えを受けながら生活している人も、親の高齢化などで今後の生活に大きな不安を抱えている人が多くいます。そういった人達に暮らしの場を提供するグループホームは、大変重要な役割を果たしています。

国においても、障害のある人の「住まい」の確保の一環として、平成8年に公営住宅法が改正され、県営住宅などでもグループホームを整備できるようになりました。

そこで、兵庫県においても県営住宅におけるグループホームの整備を積極的に進めていこうとしています。

6 他の団地でも入居の実績はあるの？ トラブルなどは起きていないの？

グループホームの整備推進のため、兵庫県では住宅部局と障害部局が連携し、住宅リストを関係団体や法人に定期的に提示し、入居希望のあった県営住宅等について空きがあるところから入居調整(マッチング事業)を行っています。

その結果、現在、神戸、芦屋、伊丹、加古川、三田市内等の県営住宅や公社住宅でグループホームが入居中です。トラブル等については特に起きていません。

7 入居者の管理は誰がするの？

入居者の生活面での管理や健康管理はホームを設置する法人が、定期的に訪問する世話人や生活支援員を通じて行います。

グループホームの世話人は、必要に応じて食事の提供や手伝い、金銭出納の支援、健康管理、そのほか日常生活におけるさまざまな助言や指導を行います。障害の程度が高い人が入居する場合は、生活支援員が、各入居者の状況に応じて入浴、食事等の介護を行い、世話人は調理・洗濯・掃除などの家事や日常生活におけるさまざまな助言や指導を行います。

8 住民が特に気をつけないといけないようなことはないの？ 入居者の健康状態の悪化など緊急事態が起きたときはどうなるの？

障害者のある人が近くに住むということで、とまどいや不安を感じている方もおられるかもしれませんが、入居者は世話人などのサポートを受けながら、一般の人と同様の生活をするので、住民の方に特別なことをしていただくようなことはありません。新しい入居者として普段と同様に接してください。

また、入居者の健康状態の悪化などの緊急事態では、世話人や生活支援員が対応しますし、それらが不在の際でも、入居者同士で協力し法人に連絡を取ります。連絡がとりやすいよう室内には法人に直接連絡が取れる通報装置等を備えます。

9 火事が心配だが？

まず、火事を出さないよう、入居者、世話人等が十分注意をしますが、万が一の場合に備え、防火訓練等も行っています。また、石油ストーブは使わないなど、できるだけ火の気がないようにしています。

また、市町の消防の指導に沿って、各住戸には、消火器、火災報知器、消防機関への通報装置等を設置します。

10 入居したホームについて何か気になることがある場合、どうしたらいいの？

ホームの入居者の体調管理や生活指導等については、法人が責任を持って行います。もしホームや入居者のことで、具体的な生活上の不安や不都合等があれば、設置法人や世話人にご連絡ください。法人は誠意を持って対応し、改善すべき点があれば改善することとなっています。

また、県障害福祉課にご連絡いただければ、内容を法人に伝え、必要に応じて法人への助言、指導等を行います。